

# 「建設リサイクル法届出（通知）済シール」の交付について

## 1 届出（通知）済シール導入の目的

- (1) 届出（通知）済シールは、工事現場に掲示する「解体工事業者登録票」又は「建設業者許可票」に貼付することにより、届出（通知）の履行はもとより、受注者の意識向上、標識掲示の促進を図ります。
- (2) 工事現場において、建設リサイクル法の届出（通知）済みであることが確認できるため、無届（無通知）施工を抑止するほか、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上等に寄与します。

## 2 届出（通知）済シールの位置付け

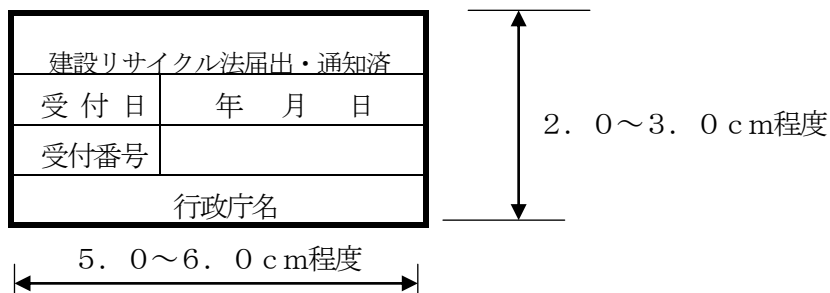
届出（通知）済シールの貼付は、法に基づく義務ではなく、あくまでも行政指導の範疇として発注者（又は代理人）又は自主施工者に協力を依頼するものです。

## 3 実施機関

「東京都・特定行政庁建設リサイクル法に関する連絡協議会」の施策として取扱い、協議会を構成する都と特定行政庁（23区及び多摩の10市）の共同の取組として実施します。

## 4 実施方法

- (1) 各行政庁の窓口において、届出（通知）書受付時に発注者（又は代理人）又は自主施工者に対し、「届出（通知）済シール」を交付しますので、現場の標識（解体工事業者登録票又は建設業者許可票）の余白又は表の文字を隠さない場所に貼付してください。
- (2) 届出（通知）済シールの規格の一例（行政庁により多少異なる場合があります。）  
○様式例は次のとおりです ※行政庁ごとに行政庁名等を変更したものを作成します。



## 5 注意事項

発注者は、受注者に対し、工事現場に掲示する標識（裏面の標識様式を参照）の余白又は文字を隠さない場所にこのシールを貼付するよう指示してください（届出書の場合は、受理された日を含めて7日間は着工できません。また、7日以内は変更命令を行う場合がありますので、届出日から7日目以降の着工日に貼付してください。）。受注者が代理人である場合には、発注者に届出（通知）完了と併せ報告をするとともに、標識に貼付してください。

また、自主施工者は、門・塀等の目立つ場所に貼付してください。

なお、工事終了後は速やかに標識から剥がしてください。

## 届出（通知）済シールの貼付箇所

標識の余白に貼付してください。ただし、余白がない場合又は入りきらない場合は、標識様式の文字を隠さない場所に貼付してください。

### 1. （建設業許可業者の場合）※建設業法施行規則第25条

		横 35 cm以上			
		建設業の許可票			
		商号又は名称			
		代表者の氏名			
		主任技術者の氏名		専任の有無	
		資格名		資格者証交付番号	
		一般建設業又は特定建設業の別			
		許可を受けた建設業			
		許可番号		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		許可年月日			
		余白		※余白であれば上下左右どこでも可	
		シール貼付箇所			
縦 25 cm 以上					

### 2. （解体工事業者登録業者の場合）※解体工事業に係る登録等に関する省令第8条

		横 35 cm以上			
		解体工事業者登録票			
		商号、名称又は氏名			
		法人である場合の 代表者の氏名			
		登録番号			
		登録年月日		年 月 日	
		技術管理者の氏名			
		余白		※余白であれば上下左右どこでも可	
		シール貼付箇所			
縦 25 cm 以上					

**注）シールは角から剥がすと剥がれやすいです。**